

令和7年度 第1回岐阜市高齢者福祉計画推進委員会

令和7年11月11日（火）午後1時30分～
場所：岐阜市民会館 会議室80

■議事

議事1 第9期岐阜市高齢者福祉計画（令和6年度）の進捗状況について【資料1】

報告1 令和7年度高齢者等実態調査の概要について【資料2】

報告2 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について

【資料3】

【参考資料1】

報告3 第9期岐阜市高齢者福祉計画に基づく令和8年度施設整備の状況【資料4】

報告4 介護保険料等における基準額の調整について【資料5】

報告5 令和7年度税制改正に伴う介護保険制度の対応について【資料6】

■出席委員(五十音順)

安達 智紀	委員	岐阜市介護支援専門員連絡協議会
石原 徹也	委員	社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会
石山 俊次	委員	岐阜県国民健康保険団体連合会
今井 優利	委員	公益社団法人 岐阜県理学療法士会
大羽 正美	委員	一般社団法人 岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会
加藤 剛	委員	特定非営利活動法人 岐阜県グループホーム協議会
川田 博子	委員	岐阜市民生委員・児童委員協議会
北野 由紀子	委員	公募委員
柴田 純一	委員	中部学院大学
鷺見 謙	委員	岐阜県老人福祉施設協議会
棚橋 靖夫	委員	岐阜市老人クラブ連合会
安江 紀裕	委員	岐阜県老人保健施設協会

■審議概要

1 開会

事務局

本日の委員会については、構成委員 15 名のところ過半数の出席をいただいているので、岐阜市高齢者福祉計画推進委員会規則第 5 条の規定により、本委員会は成立している。

それでは議事に入る。以後の進行は委員長にお願いする。

2 議事

議事 1 第 9 期岐阜市高齢者福祉計画（令和 6 年度）の進捗状況について

（資料 1、参考資料 1 により事務局から説明）

委員長

質問や意見等はあるか。

委員

老人クラブについて、先日、柳津のまち作り協議会で、老人クラブの代表から「会員が減っていく一方であり、存続が厳しい」という話が出た。これについて、老人クラブは 60 歳から加入できることになっている。65 歳まで働くのが当たり前になっている時代で、60 歳で老人会に入るだろうか。また、60 歳から 90 歳くらいまでの幅広い年齢層の方がいることから、クラブを細分化したり、名前を変えたりといった必要があるのではないかだろうか。

二点目、介護保険の要介護者の数と入所系施設のバランスについてである。要介護認定者数が約 17,700 人いる中で、入所系施設の定員が 4,786 人、特定施設は 293 人で合計すると 5,169 名分である。また、有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の合計が 5,093 人、全施設の合計が 10,262 人である。これは、要介護者の 58% の数字である。要介護者が今後増えていくと予想される中で、このバランスでいいのだろうか。しかし、大きな事業ですと 20 年タームの事業計画になるから、将来的には余分な施設が山ほど出てくる可能性もある。また、現在働く人がいない中で施設だけ増えている状況である。特に有料老人ホームが次々に増えており、有料老人ホームは職員の配置基準が緩いこともあり、他施設から職員が引かれている。このような状況で職員の質が落ちている、職員の質の担保ができなくなっているのではないだろうか。人員不足で苦労している今の状態で、この辺りについて現状のままで本当にいいのだろうかと思っている。

三点目は地域包括支援センターについてである。現在、1 センターあたり約 2,000 件を

超える相談件数があり、営業日数で割ると一日中相談を受けているような日もあると思う。さらに、相談の中には、数ヶ月から一年に渡るような、シビアな相談も多い。地域包括支援センターはワンストップサービスの形態であり非常に苦しい状況にある。これに対し人的支援ができればと思う。また、多岐にわたる膨大な量の業務をこなしているという実態から、負担軽減につながる工夫も今後必要ではないだろうか。

四点目は外国人の職員、事業者支援についてである。現在、介護現場、特に施設系は外国人なくしてはやっていけない状態である。現在行っている支援はどれぐらいの予算規模なのだろうか。今は全国的に外国人の取り合いのような状況である。その中で、岐阜を選んでいただけるような施策を出して、岐阜の事業所に勤めてもらえば将来的に安定した施設運営ができるのではと思う。そのため、極端なこと言えば1人20万円で500人分ぐらいの、外国人に対する初期費用を支援するといった強烈な政策をしていただきたい。

委員

11ページの認知症対策の推進の中で、見守りシール交付事業利用者数とGPS機器の助成事業交付決定者数について、予定よりも数が少なかったというのは、申請はあるが要件を満たさなかつたのか、あるいは、周知がなされていない等の理由で申請の数が少ないのか確認したい。

事務局

申請いただいた分はほぼ認定されていますので、周知が行き届いてなかつたのではないかと考えています。資料にあるとおり、高齢者安心ガイドを広報ぎふと一緒に配布しました。内容は高齢者の見守り事業についてです。緊急通報装置や安否確認サービス、配食による見守りといった事業を紹介しています。さらに、認知症対策ということで、認知症高齢者の見守り事業やGPS機器の助成事業を案内する形で、広報ぎふ6月1日号に掲載したところ、反響があり、問い合わせの電話もかかっているため、今年度は件数も増える見込みになっています。以上のような周知を徹底するということで、現在取り組んでいます。

委員

14ページの安否確認サービス事業について、受給要件を満たさなくなる人の増加が原因とは、具体的にどのようなことを指すのか。

事務局

対象者が施設に入り不要になったケースや、亡くなったケースがあげられます。こういったケースはこちらでコントロールできないため、新規設置台数の拡大に注力して周知

をしていきます。

委員

13 ページの有料老人ホームについて、「届出を行わずに開設した有料老人ホームを把握した場合は、速やかに届出を行うよう必要な働きかけや指導等を行っていく。」とあるが、実際に届出を出さずに開設している有料老人ホームはあるか。

事務局

あります。届出がない施設について、介護保険課に入る情報の中には、消防が点検に入ったときに有料老人ホームの要件を満たしているのではないかということで情報提供をいただく場合、外部から匿名で、お年寄りを住まわしているところがあるという連絡をいただくことがあります。これに対し、現地確認を行い、届出を出していない事実が認められれば、届出を出すように促しているという状況です。

委員

それは、届出を出すのを忘れていたのか、意図的に出していないのか、どちらか。

事務局

両方あります。

委員

厳しく指導していただくようにお願いする。

事務局

はい。国でも議論がされており、登録制にすることや、要介護度が高い方を入所させているところは報告を義務付けるといったことが話し合われております。今後も国の動向を見ながら、適切な指導をしていきたいと思っております。

事務局

介護の部分ですが、一点目、施設における入所者数や施設数が適正なものかどうかについてですが、住宅型有料老人ホームは届出制であり、現在推計を上回る勢いで設置されているという状況です。そのため、第 9 期計画を立てたときよりも高齢者の方の住まいが増えています。また、先ほど委員がおっしゃったように、グループホーム等介護保険の施設から有料老人ホームの方に職員や入所者が流れているという現状は確かにあります。本来、介護保険のサービスを適切に利用しなければならない方が流れているという点は、施設選択は利用者の自由ですから、仕方がない部分があります。次の第 10 期の計画で、有

料老人ホームの数を加味しながら、施設整備計画を検討したいと思います。

二点目に外国人支援についてですが、予算規模は、委員が言わわれているような大きい規模ではないです。岐阜市は、まずは外国人職員の入口部分の支援をするということで昨年度外国人介護人材検討委員会を開催しました。その中では、入口部分の支援ということで、日本語学習の支援、介護福祉士資格の支援を行うこととしました。しかし、雇用支援は岐阜市だけでは難しい部分もあります。一方で、岐阜県にも国からの基金が配られており、その基金を使って様々な事業を行っています。そのため、県の事業も紹介しながら、岐阜市の事業と岐阜県の事業のトータルで支援をしていきたいと考えています。

事務局

次に、老人クラブ会員数の減少についてですが、委員がおっしゃられた通り、大きく分けて三つの要因があると考えられます。まず、高齢まで働いている人が増加しているため、働きながら老人クラブの活動が行いづらいという点です。次に、地域の繋がりが希薄化していることから、自治会への加入者も減っているように、老人クラブにも影響が出てきています。また、趣味の多様化で、それぞれ趣味を持っているため、老人クラブに入らなくとも、という方が増加していると考えられます。まずは現状維持が目標という話を老人クラブの方からも聞いています。先般行われた、ねんりんピックを我々も観させていただきましたが、皆さん生き生きと活動されており素晴らしいかったです。今後は、その魅力を伝えていかなければないと感じております。

次に、地域包括支援センターについて、相談件数が非常に多くなっており、地域包括支援センターの役割の重要度が増していると感じております。人員配置については、国の基準で高齢者の人口に対して配置人員が決められていますが、岐阜市はそれを上回る人員を設定して運営しています。相談内容についても複雑多様化しておりますので、機能強化型の包括が困難案件について支援に入る形で、19 包括と 3 機能強化型包括で運営しています。従って、地域包括支援センターの運営については、何とか今の人員でうまく回していきたいと思っております。

委員

GPS の件について、支給要件に該当するか否かの内容で、支給されていない方や、GPS 機器を使いこなせない高齢者世帯や一人暮らしの方たちが支援から漏れてしまう。解決策が見えているわけではないが、本当の意味で地域の中で、知らないうちにいなくなってしまったという方たちを、岐阜市から出してはいけない。そういうところの支援体制について何か手法がないのかと思う。今の支給条件に当てはまらない人たちの中に、助けて欲しいと思っている方たちはまだいるのではないか。

17 ページの外国人の方の支援について理解できたが、一方で、日本人の方たちへの支援はどうなっているのか。介護の現場の職員が岐阜市からいなくなってしまった後、岐阜

市は崩壊すると思う。そういう背景を考えたら介護人材の確保というのは、外国人だけではなく、日本人に対しても焦点を当てていただくことはできないのか。次の制度改定にも出てきている内容なので、一概に岐阜市で何しますかということも難しいとは思うが、制度改定とあわせて、先ほど話が合った魅力のある岐阜市というところを日本人の方たちに対しても魅力があるというところを打ち出していただきたい。介護人材だけではなく、ケアマネージャーも今、なり手が少なくなっている。国が制度改定の議論をしている最中なので、これもまた明確に打ち出すことは難しいと思うが、介護職員、ケアマネージャー、社会福祉士や福祉系の職員が自分たちのアイデンティティを持って働く環境作りについて第10期計画の中で策定されれば良いアピールになると思う。

事務局

介護人材ですが、岐阜市としては、今年度は外国人の支援をさせてもらうこととなりました。先ほど申しましたが、岐阜県が、貸し付け支援等の日本人に対する様々な支援を実施しており、この周知を行っております。

事務局

GPS機器に関する助成の件について、現在、対象としては認知症高齢者と同居されているご家族の方や、通いで介護をされている方に助成を行っているのが現状です。従って、独居の方の状況に目が当たらないというところはあります。すぐに答えは出せないですが、そういう視点でも考えていかなければならないと思います。GPSの機器についても、機種が多様化しておりますので、この制度もリニューアルしていかなければならぬと感じております。

委員長

他にご意見等なければ、次の議題に移る。

3 報告

報告1 令和7年度高齢者等実態調査の概要について (資料2により事務局から説明)

委員長

ただ今の説明について、ご意見等はあるか。

委員

調査票⑧の質問項目の中に、「直近1か月の利用者負担金はいくら位でしたか。」という

項目と、「あなたは、グループホームの利用にあたって、月にいくらまでなら負担できますか。」という項目がある。これについて、設問の選択肢に利用者負担金の最低額が 2.5 万円となっており、最高額が 15 万円以上となっている。現状は 10 万円を超えるグループホームが多く、この選択肢を見た家族等に、「2.5 万円のホームがあるのに、うち 10 万円以上も払っているのか」と言われかねない。負担金が高くて不満に思っているのか、現状で満足されているのかというところをみるための指標であれば、項目を現状に合ったものに見直すよう国に対して意見するべきではないだろうか。

事務局

現実とそぐわない部分がありますので、国の調査項目ということもあり変更は難しい可能性がありますが、国の状況も確認しつつ、検討させていただきます。

委員長

他にご意見等なければ、次の議題に移る。

報告 2 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について

(資料 3、参考資料 1 により事務局から説明)

委員長

ただ今の説明について、ご意見等はあるか。

委員

全国的に同じような認定審査を行った結果、岐阜市だけがこれだけ低くなることは納得できない。また、その後に、「介護予防日常生活支援総合事業の充実を強化する」とあるが、これは、あくまで要支援レベルの方々が要介護にならないようにという意味ではないか。前述の要介護 2 以上の認定者の認定率の変化率が低いということに関しての対策にはならないのではないか。

事務局

要介護 2 以上の認定率の変化率が低いということについては、岐阜市だけが低いという事ではなくて、全国の自治体の数値に比べて岐阜市が上位何割以内に位置しているかを国が判定し採点しています。全国的にみて、岐阜市は点数をもらえる順位ではないということです。現状、これについての対策は、はっきりと打ち出せてはいないですが、まずは、要支援レベルの方が要介護にならないようにということで、介護予防事業に取り組み、項目中の推進IV以外のところで点数を上げて交付金を上げようと考えています。交付金を上げるためというと目的が違うように聞こえてしまいますが、要介護にならないよう

な対策を進めていきたいと考えています。

報告 3 第 9 期岐阜市高齢者福祉計画に基づく令和 8 年度施設整備の状況

(資料 4 により事務局から説明)

委員長

ご意見等なければ、次の議題に移る。

報告 4 介護保険料等における基準額の調整について

(資料 5 により事務局から説明)

委員長

ご意見等なければ、次の議題に移る。

報告 5 令和 7 年度税制改正に伴う介護保険制度の対応について

(資料 6 により事務局から説明)

委員長

ご意見等なければ、議事についてはここまでとする。

4 その他

委員長

最後に、その他として何かあるか。

事務局

次回の第 2 回の委員会は、令和 8 年 2 月に開催予定である。詳細な日時、場所等については、開催の 1 か月前に連絡する。

(閉会)